

公益財団法人日本セーリング連盟  
外洋艇登録規則

公益財団法人日本セーリング連盟（以下「連盟」という）に外洋艇を登録し登録番号（セール番号）を受けるときは、この規則による。この規則は、実務面を補足するための細則をもつ。

第1条（目的）

連盟外洋艇の艇体を特定する識別番号を定め、その番号の登録管理を一元化することにより、正確な艇の確認と安全な運行管理を確立し、広く外洋艇の健全な普及活動を推進する。

第2条（登録の条件）

連盟に登録する艇は、次の条件を満たすものでなければならない。

- （1）連盟会員の所有する艇であること（共同で所有する場合は代表者が連盟会員であること）。
- （2）健全な外洋艇であること。
- （3）連盟の活動に賛同するモーターボートは、エンジン付き艇として登録することができる（セール番号の交付を受ける）。この制度を支援艇登録といい、以降同じ条文を当てはめる。

第3条（登録の手続）

連盟に艇登録する艇所有者（共同で所有する場合は代表者、以下「オーナー」という）は、外洋艇登録申込書（様式第1号）に所要事項を記入し、登録料および登録番号（セール番号）に関する登録時念書（様式第5号、以下「念書」という）を添えて所属する加盟団体経由で、もしくは直接連盟事務局に提出し、固有の登録番号（セール番号）記載の登録証明書（様式第2号）の交付を受けるものとする。

第4条（売却、譲渡、交換などによる登録艇のオーナーの変更）

売却、譲渡、交換などによって登録艇のオーナーを変更するときは、旧オーナーは登録番号（セール番号）を返納（登録抹消届 様式第4号）する。新たにオーナーになる者は、改めてその艇について外洋艇登録申込書に、登録料および念書を添えて新オーナーの所属する加盟団体経由で、もしくは直接連盟事務局に提出し、新オーナー名義の登録証明書の交付を受けるものとする。但し、この場合原則としてその艇の登録番号（セール番号）は変更しない。

- 2 旧オーナーが第1項の旧登録番号（セール番号）を買換え等で自己の新艇に使用

したいときは、艇登録に関する別表その1の費用が必要になる。また、登録艇抹消届にセール番号を剥がした写真を添付することとする。

#### 第5条（艇名の変更）

登録艇の艇名に変更があったときは、艇名変更届（様式第3号）をオーナーの所属する加盟団体経由で、もしくは直接連盟事務局に提出し、登録証明書の書換えを受け取るものとする。

#### 第6条（艇の登録申請先）

艇の登録申請先は、オーナーの所属する加盟団体もしくは連盟事務局とする。

- 2 2艇目以上の艇を登録する場合も同様とする。

#### 第7条（登録の抹消）

登録艇のオーナーが退会もしくは艇の登録を抹消しようとするときは、登録抹消届（様式第4号）を所属する加盟団体経由で、もしくは直接連盟事務局に提出し、登録の抹消を受け取るものとする。

- 2 登録艇のオーナーが会員登録料および登録更新料を未納・滞納したときは、同時にその所有艇の登録は抹消する。共同で所有する艇であって登録を希望する場合は、第4条により、新オーナーの所属する加盟団体経由で、もしくは直接連盟事務局に新規登録手続きを行わなければならない。

#### 第8条（登録料）

新規に艇登録する者は、艇登録に関する別表その2に定める登録料を納めなければならない。

- 2 前項の登録料は、所属の加盟団体の組織及び運営に関する規則に従い納めるものとする。
- 3 2艇以上所有するオーナーは、登録艇数に応じた登録更新料を所属する加盟団体経由で、もしくは直接連盟へ納めるものとする。
- 4 一旦納入された登録料は、年度途中で登録抹消が行われても返金されない。

#### 第9条（登録番号（セール番号）の更新）

オーナーは、艇登録に関する別表その2に定める登録更新料を、毎年所属する加盟団体経由で、もしくは直接連盟へ納めなければならない。

- 2 前項の登録更新料は、所属の加盟団体の組織及び運営に関する規則に従い納めるものとする。

#### 第 10 条 (登録番号 (セール番号) の表示)

登録番号 (セール番号) は、使用するセールなどに表示しなければならない。表示方法は RRS77 及び付則 G の規則に準ずるものとする。

- 2 J/24 やメルジェスなどのワンデザイン艇などにも 登録番号 (セール番号) の交付はするが、ワンデザインクラスでそれらが有するセール番号については、本規則の適用を受けないものとする。また、外洋艇登録を行った各クラス協会所属艇については、クラス協会のクラスマーク、セール番号が優先され、連盟の登録番号 (セール番号) を表示する必要はない。

#### 第 11 条 (連盟における新規登録番号 (セール番号) の決め方)

会員登録・会費納入を済ませ、艇登録を済ませたことを条件とし、最新番号を登録順で決定する。

- 2 前項にかかわらず、最新番号から 10 番以内の番号をひとつ予約できる。この場合、予約番号に到達する時まで、決定できない。その予約番号を他の権利者も希望した場合は、抽選をして決定する。抽選に漏れた場合は自動的に次の番号が割当てられる。抽選は連盟事務局が代行、公正におこなう。

#### 第 12 条 (規則の変更)

この規則は、理事会の議決を得なければ変更することができない。

- 2 「艇登録に関する別表」と「艇登録に関する諸届様式」の変更は理事会の議決を得なければ変更することができない。

#### 第 13 条 (実務細則)

本規則による外洋艇の登録、変更、抹消、更新の手続きと料金の納付について、加盟団体への委任業務細則を定める。

- 2 本規則中、加盟団体とあるところは委任業務細則に定める条件を満たす加盟団体でなければならない。さらに委任業務細則に定める条件を満たし、連盟が承認する場合クラブ等の団体 (特別加盟団体) も本業務を行うことができる。
- 3 オーナーの所属する加盟団体が艇の登録に関する委任業務を行わない場合等、条件によって連盟事務局は直接艇の登録に関する業務を受け付ける。

#### 附 則

1. 本規則には「艇登録に関する別表」を設け料金等を規定する。
2. 本規則には「艇登録に関する諸届様式」を定める。
3. この規則は平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
4. この規則は、平成 24 年 12 月 8 日から改正施行する。
5. この規則は、平成 29 年 2 月 25 日から改正施行する。

#### 「艇登録に関する別表」

その1 買換え時に次の新艇に旧登録番号を使用する場合の費用 50,000 円（第4条）

その2 艇登録料・登録更新料 連盟に対して 3,000 円。（第8条、第9条）

その3 登録番号（セール番号）に関する登録時 念書・内容

私は登録番号（セール番号）取得にあたり、その登録番号（セール番号）が連盟活動により日本における外洋艇の固有識別番号として有効であることを認め、連盟の定める艇登録規則を遵守し、艇登録抹消時または退会時には交付された登録番号（セール番号）を艇登録証とともに返納し、その後には登録番号（セール番号）を使用しないことを誓います。

付則1) この別表は平成14年4月1日から施行する。

付則2) この別表のその1については、平成14年9月1日より施行する。

付則3) 「艇登録に関する別表」の変更は、理事会の議決を得なければ変更することができない。

付則4) この別表は、平成29年2月25日から改正施行する。

#### 「艇登録に関する諸届様式」

①艇登録申込書 様式第1号

②登録証明書 様式第2号

③艇名変更届 様式第3号

④登録抹消届 様式第4号

⑤登録番号（セール番号）に関する登録時念書 様式第5号

・この様式は平成14年4月1日から施行する。

・「艇登録に関する諸届様式」の変更は理事会の議決を得なければ変更することができない。

・この様式は、平成29年2月25日から改正施行する。

公益財団法人日本セーリング連盟  
外洋艇登録細則その1

公益財団法人日本セーリング連盟（以下「連盟」という）より各加盟団体に対し、連盟外洋艇登録規則の第13条、実務細則に基づき外洋艇の登録業務の委任を行うにあたって以下の通り委任業務細則を定める。

第1条 委任業務を行うための加盟団体の資格条件

- 1) 有効な連盟に登録する会員数を20名以上有し、会員名簿により適切な会員管理ができていていること。
- 2) 団体の運営規則、経理事務規則、事務処理規則など、必要な規則が完備され、公平で適正な運営が行われていること。
- 3) 連盟外洋艇登録規則の第1条の目的を正しく理解し、本規則に定める、必要な事務処理を正確に実行する対応能力を有すること。

第2条 新規登録

- 1) 加盟団体は連盟外洋艇登録規則、第2条の登録条件に適合しているかの審査を行う。
- 2) 加盟団体は外洋艇登録申込書（様式第1号）の記載内容の確認を行う。
- 3) 加盟団体は登録料の払込を確認し、外洋艇登録申込書および念書を連盟事務局に提出する。その際、登録料として連盟事務局に、登録手続き完了月の月末までに3,000円を納める。

第3条 更新登録

- 1) 加盟団体はオーナーから毎年艇登録の更新料を徴収し、連盟に支払うこととする。
- 2) 連盟への更新料納入は会計年度内6月までに加盟団体に登録するすべての艇数を一括で納付すること。

第4条 売却、譲渡、交換などによるオーナーの変更

- 1) 加盟団体は旧オーナーから提出された登録抹消届（様式第4号）の記載内容を確認し、登録番号（セール番号）の返納を受ける。加盟団体は登録番号の抹消届けを受け取った時点から2週間以内に連盟に通知することとする。
- 2) 加盟団体は、登録番号（セール番号）付きの艇を購入した新オーナーから外洋艇登録申込書を受け取った場合、旧オーナーの抹消届の提出の有無を連盟事務局に確認し、連盟外洋艇規則第4条および細則2条により登録手続きを行う。あわせて

そのオーナーが所属する自加盟団体の会員であるか確認すると同時に会員登録料の年度支払い、および艇の新規登録料の支払いを確認し、新オーナーから提出された外洋艇登録申込書、念書（様式第 5 号）などの関係書類を、受け取った時点の 2 週間以内に連盟事務局に提出するとともに、登録料は登録手続き完了月の月末までに連盟事務局に納入する。

#### 第 5 条 旧登録番号（セール番号）の再使用について

旧オーナーが旧登録番号（セール番号）の再使用を希望した場合は、連盟外洋艇登録規則、第 4 条 2 項の別表その 1 に定める料金を徴収し、連盟事務局へ払い込むこととする。

その場合には、セール番号を剥がした写真が添付されているかを確認の上、連盟事務局へ提出する。

#### 第 6 条 共同で所有する艇の代表者の変更

旧代表者の艇登録を抹消し、新代表者の艇登録を新規 艇登録と同様に行う。

#### 第 7 条 艇名の変更

変更事項を記入した艇名変更届（様式第 3 号）の記載内容を確認し、連盟事務局に提出する。

#### 第 8 条 登録の抹消

登録抹消届（様式第 4 号）の内容を確認し、連盟事務局に提出する。

#### 第 9 条 外洋艇の登録委任業務の取り消しについて

登録番号（セール番号）の管理についての規則に違反し、もしくは業務に支障をきたす加盟団体においては、連盟は加盟団体に対して本委任業務を取り消すことができる。

#### 第 10 条

連盟外洋艇登録規則、第 4 条 2 項の別表その 1 に定める料金の適用は平成 14 年 9 月 1 日からとする。

公益財団法人日本セーリング連盟  
外洋艇登録細則その2

連盟は、連盟外洋艇登録規則に従って登録された艇の、登録番号（セール番号）、艇名その他の情報を、その艇の係留場所を管轄する担当管区海上保安庁に文書により提出するものとする。

本細則は平成 14 年 4 月 1 日発効する。

本細則は平成 29 年 2 月 25 日から改正施行する。